

輝く耳鼻咽喉科女性賞規程

令和3年1月15日 制定

(目的)

第1条 顕著な活躍および業績を上げた女性耳鼻咽喉科医師を表彰することにより、女性医師の地位向上および働き甲斐等、男女共同参画の促進に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 表彰は、教育、研究、診療、学会活動、および社会貢献において、顕著な業績や実績を上げた女性正会員とする。

(表彰)

第3条 受賞は日耳鼻総会で発表し、受賞者には賞状、クリスタルトロフィーおよび副賞を授与する。

2 受賞者は毎年若干名とし、該当者がいない場合は表彰しない。

(副賞)

第4条 副賞は、次のとおりとする。

- (1) 受賞者一人につき5万円とする。
- (2) 副賞は女性耳鼻咽喉科医師の表彰を目的とした鈴鹿有子基金をもって充てる。

(推薦)

第5条 日耳鼻代議員は、輝く耳鼻咽喉科女性賞にふさわしい女性正会員を推薦することができる（別紙推薦書式）。

(選考)

第6条 選考は、次により行う。

- (1) 男女共同参画委員会は、前条の推薦書および同委員会の調査に基づき、第一次選考を行う。
- (2) 企画会議は、前号の第一次選考を参考に審議し、受賞候補者を決定する。
- (3) 理事会の審議により受賞者を決定する。

(発表)

第7条 輝く耳鼻咽喉科女性賞の受賞は日耳鼻会報に掲載する。

(その他)

第8条 本規程の実施に関し、必要な事項については理事会の承認を得て別に定めることができる。

附 則

1. この規程は、令和3年1月15日から実施する。